

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 の一部改正（令和7年人事委員会勧告等による給与改定）	令和7年12月11日 警 務 課
1 改正理由 令和7年10月、職員採用試験の競争率が低下傾向にある現状を踏まえ、人材確保を図る観点から他県の初任給の状況等を勘案し、見直しについて検討する必要があるとの人事委員会報告がなされたことを踏まえ、初任給基準引上げについて、所要の改正を行うもの。 2 改正規則 鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第15号） 3 改正内容 それぞれの職種について、初任給基準を4号給引き上げる。 4 施行期日 令和8年4月1日から施行する。 5 経過措置 なし		